宇和島市農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年２月２日（月）午後１時３０分から午後２時５３分

２．開催場所　　宇和島市役所　２階　大会議室

３．出席委員　　４４（名）

会　長　　７番　　小清水　千明
会長職務代理者　２３番　　和田　恵子

農業委員

１番	井上　惣一	２番	大島　博雅
３番	大塚　武司		
５番	門脇　忠男	６番	鎌田　吉太郎
		８番	酒井　栄治
９番	末光　亨	１０番	清家　儀三郎
１１番	髙木　伯志	１２番	武内　英二
１３番	谷本　宏明	１４番	中尾　美千代
１５番	兵頭　立士	１６番	堀田　善春
１７番	松浦　良規	１８番	宮河　宣仁
１９番	山口　一光	２０番	山本　一也
２１番	若藤　寿治	２２番	早稲田　由孝
		２４番	渡邉　与志樹

最適化推進委員

１番	赤松　利秋	２番	石城戸　豊治
３番	井上　和久	４番	上谷　一郎
５番	氏原　邦弘	６番	岡山　正喜
７番	梶原　茂夫	８番	木村　寛
９番	河野　順子		
１１番	佐々木　新仁	１２番	上甲　一博
１３番	白井　照良	１４番	躰長　大
１５番	竹葉　直正	１６番	土居　喜三郎
１７番	西村　守	１８番	船田　満志
１９番	松本　武雄		
２１番	藥師寺　悦子	２２番	山田　悌示
２３番	伊藤　健二		

４．欠席委員（名）

農業委員　　４番　　加賀山　洋介

最適化推進委員　１０番　　河野　秀雄　　２０番　　森崎　正

５．議事日程

議事録署名委員の指名
１８番　　宮河　宣仁　　１９番　　山口　一光

報告第１号　　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第２号　　農地法第６条第１項の規定による報告について
報告第３号　　農地法第１８条第６項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第４号　　諸証明について
報告第５号　　農地法第４条・５条許可について
（令和７年 12 月 16 日～令和８年１月 15 日までの事務局処理事案）

議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請承認について
議案第２号　　農地法第４条の規定による許可申請承認について
議案第３号　　宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第４号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第５号　　令和７年（行コ）第 17 号農地賃貸借解約申入不許可処分取消等請求控訴事件について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	梅﨑　裕文	次長兼管理係長	中島　慶和
農地係長	山下　佳彦	専門員	境本　博佳
一般事務	山本　真由実		

７．産業経済部職員
農林課課長　二宮　貴紀

８．会議の概要

《梅﨑局長》
ご起立願います。一同礼、ご着席ください。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《　会　長　》
只今の出席委員は農業委員２３名、農地利用最適化推進委員２１名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和８年２月総会を開会いたします。

《梅﨑局長》
それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《　会　長　》
会長挨拶。
欠席報告を願います。

《中島次長》
はい。失礼いたします。本日は、加賀山委員、河野秀雄委員、森崎委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《　会　長　》
それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に宮河宣仁委員、山口一光委員を指名いたします。
まず、報告第１号から第５号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》
（報告第１号から第５号までを議案書をもとに朗読、説明）

《　会　長　》
事務局の説明が終わりました。
何かご質問はございませんか。

（　質　問　、　意　見　な　し　）

《　会　長　》
質問がないようですので、以上で報告を終わります。
次に、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

《中島次長》
はい、失礼いたします。議案書５ページをご覧ください。
議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認について、今月は７件の申請でございます。
申請の詳細、担当委員につきましては議案書５ページに記載しておりますので、確認をお願いします。
事案別の農地法第３条第２項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のと

おりであり、３条２項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。
　以上でございます。

《　会　長　》
　事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上委員》
　はい、失礼いたします。１１６番についてご説明申し上げます。実はこの案件、昨年の８月でしたか、◇◇◇◇さんが農地つき住宅、◇◇◇◇さんの取得されたときの漏れでございまして、この分の農地が抜けておったということで、この度、申請となりました。無償で譲渡だそうですね。◇◇◇◇さんは、一生懸命耕作されておりまして、何ら問題はございません。以上です。

《上谷委員》
　加賀山委員、欠席のために代わって報告します。１１７番、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんとの所有権移転です。この園地は◇◇◇◇さんが既に中間管理機構を通して賃貸借していましたが、今回名義を◇◇◇◇さんに変更することになり、許可申請の提出がありました。引き続きの耕作ですので、何ら問題はありません。
　続きまして、１１８番、河野委員に代わりまして報告します。◇◇◇◇さんの園地を◇◇◇◇さんに所有権移転するという話です。◇◇◇◇さん、若く真面目な農家さんですので、何ら問題ありません。

《松浦委員》
　１１９番について説明します。◇◇◇◇さん。もう、ちょっと農業はようしないということで、耕作者を探しておりましたら、同地区の◇◇◇◇さんがやりますということで、所有権移転という形で耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、農業熱心にされておりまして、特に問題ないと思います。以上です。

《上甲委員》
　１２０番、１２１番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地は、これまでも◇◇◇◇さんが耕作されておりました。今回、契約の更新ということでございます。◇◇◇◇さんは高齢でございますが、元気に農業を続けておられますので、問題ありません。

《酒井委員》
　１２２番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて耕作をする、ということでございます。もともと◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは、叔父と甥という間柄でございまして、これまでもずっと手伝うような形になっておりましたが、◇◇◇◇さんの方、実際に後継者等がこちらにいないということ

で、◇◇◇◇さんに譲り渡すということになりました。何ら問題ないと考えます。

《　会　長　》
担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

（　質　問　、　意　見　な　し　）

《　会　長　》
意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（　挙　手　全　委　員　）

挙手全委員であります。よって議案第１号は原案のとおり承認することと決定いたします。
続いて、議案第２号農地法第４条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。
事務局より説明を願います。

《中島次長》
はい、失礼いたします。議案書６ページをご覧ください。
議案第２号農地法第４条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、農業用倉庫、農家住宅が１件の申請でございます。
申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。７ページに位置図を添付しております。
転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。
以上でございます。

《　会　長　》
事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》
６番について説明します。この土地に、◇◇◇◇さんが住宅及び農業用倉庫を建築する、という申請です。この案件については、１月２９日に会長をはじめ、関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用することによる周辺への環境や農地の影響もなく、また、建築及び資金計画もしっかりなされており、問題ありません。以

上です。

《　会　長　》
　担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
　どなたかご意見はございませんか。

（　質　問　、　意　見　な　し　）

《　会　長　》
　意見がないようですので採決をいたします。
　お諮りいたします。
　議案第２号農地法第４条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

（　挙　手　全　委　員　）

　挙手全委員であります。よって議案第２号は原案のとおり承認することと決定いたします。
　続いて、議案第３号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。
　事務局より説明を求めます。

《中島次長》
　はい、失礼いたします。議案書８ページから１０ページをご覧ください。議案第３号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。
　今月は、番号６から番号８まで、３件の申出でございます。申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。１１ページから１２ページに位置図を添付しております。全ての申出で、除外後には農地法第５条許可申請を予定しております。以上でございます。

《　会　長　》
　事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《白井委員》
　番号６についてご説明いたします。申出者は、父が経営する◇◇◇◇の職員として建築、建設業に携わっております。同社が事業を展開するにあたり、まとまった駐車場がない状況です。事業の効率化を図るため、駐車場用地の確保を検討した結果、事業所近くに位置する申請地を申出者が取得し、◇◇◇◇の専用駐車場として使用貸借する目的で、農用地除外の申請がございました。

この案件につきましては、１月２９日に会長はじめ関係者にて、現地調査を行っております。周囲に被害はなく、問題はないと思います。

《竹葉委員》

番号７番について説明します。申出者である◇◇◇◇は、現在、市内坂下津地区に建築されておりますが、築３０年以上経過し老朽化が進行しています。また、現事務所は海岸から約１５０ｍと近く、もし南海トラフ巨大地震が発生すれば、津波の襲来で人的物的に甚大な被害が懸念されます。

以上を踏まえ、事務所の移転先として、防災上のリスクは低く、十分な業務スペースが確保でき、さらに交通アクセスのよい土地を検討した結果、条件を満たす候補地が見つかったため、その農地を利用する目的で農用地除外の申出があったものです。

この件については、１月２９日、会長をはじめ、関係者にて現地調査を行っております。今回の申請において周辺環境への影響はなく、また、申請地の一部は第１種農地に該当するものの、一体利用として周辺農地の農業上の利用に支障がないため、問題ないかと思います。以上です。

《清家委員》

はい、番号８番についてご説明いたします。この案件につきましては◇◇◇◇というところが、用地買収をして農用地を除外していただきたいという、案件でございます。申請者の◇◇◇◇さんは、事業拡大とともに、敷地拡張を計画する事業へ貸し付ける目的で、農用地除外の申し出がありました。

この案件につきましては、１月１５日に酒井委員、船田委員、それと事務局によって現地調査をいたしました。

それともう１件、去る１月２９日に、会長をはじめ、代行、酒井委員、事務局の皆さんとともに、もう一度現地調査を行っております。その結果、提出が予定されている転用許可申込、申請書ですね、それが立地基準から見ても、既存施設の拡張であり、また、特に問題はありません。

しかしながら、周りの農地への影響については、既存施設と申請地及び隣接地の間に、水路の機能が維持することが重要となりますので、この立地上、埋め立て条件といたしまして、水路の確保、また、2.5mほどの高さになるまで壁を作ると下の意見書には書いてありますが、盛土にしていただくようにと、こちらからの要望をしているところです。

日当たりの妨げにもなる、耕運機、それからトラクターやコンバイン、こういう機械等の使用につきましても、支障のないように、境界線から５０センチなり１メートルなり境を引かして、擁壁というか、この盛土を引かしていただいて設置するような条件をつけて、農業委員会としてはこれを許可する、というような意見でございます。それによって、この要件を満たしていただければ許可をする、ということになっております。以上です。

《　会　長　》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

（　質　問　、　意　見　な　し　）

《　会　長　》
意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第３号農宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

（　　挙　　手　　多　　数　　）

《　会　長　》
はい。挙手多数であります。よって議案第３号は原案のとおり承認することと決定いたします。
続いて、議案第４号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

《中島次長》
はい、失礼いたします。議案書　１３ページをご覧ください。
議案第４号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。
１ページめくっていただきまして１４ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が48,957.00㎡、畑が5,733.00㎡、樹園地が41,092.31㎡、合計95,782.31㎡となっております。所有権移転は、田が2,059.00㎡となっております。
今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると事務局では考えております。
以上でございます。

《　会　長　》
事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》
２１５番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおりますので、問題ありません。

《梶原委員》
　２１６番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作される、という申請です。◇◇◇◇さんがこの報告をされた時、私が担当させていただいてる地域にお住まいでしたが、最近三間町の方に引っ越されたということで、私の方から報告させていただきました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられ、主に三間町の方で耕作されておるので、ますますこれから励まれると思われますので、問題ないと思われます。

《小清水委員》
　２１７番について説明いたします。◇◇◇◇さん、これまでみかん作りと水田を耕作されておりましたが、今回高齢になりましたので、新規で◇◇◇◇に耕作を依頼する、ということでございます。◇◇◇◇につきましてはもう、申し上げるまでもございません。立派に水田管理をやられておりますので、何ら問題はないかと思います。以上です。

《上谷委員》
　２１８番について説明します。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作される、ということです。年齢が６６歳ということで５年の契約となっております。◇◇◇◇さん、熱心に農業されておりますので、何ら問題ないと思います。
　２１９番について説明します。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作される、ということです。◇◇◇◇さん、元気に農作業されておりますので、何ら問題ないと思います。

《小清水委員》
　２２０番から２２２番までご説明いたします。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんに耕作をしていただく、という案件でございます。
　それから◇◇◇◇さん、２２１番につきましては◇◇◇◇さん。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんとは親子関係にございます。それも、補助事業の関係で今回◇◇◇◇が栽培する、ということでございます。◇◇◇◇君、非常に熱心に農業をやられておりますので、何ら問題はないかと思っております。
　それから２２２番につきましては、◇◇◇◇君、これ農業をやっておりません。水田が◇◇◇◇のお隣にあるということでございまして、今回◇◇◇◇の方に耕作を依頼する、ということで何ら問題はないかと思います。以上です。

《竹葉委員》
　２２３番、２２４番について説明します。本件２件は、基盤法利用権設定からの継続です。利用権を設定する◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが引き続き耕作するものです。◇◇◇◇さんは、地元では若手で積極的に農業に取り組まれており、何ら問題ありません。
　２２５番、２２６番について説明します。２２５番と２２６番の利用権を設定する

◇◇◇◇さんと、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが飼料作物を栽培する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは３０年近く酪農業を営まれており、経験豊富で実績もあり、何ら問題ありません。以上です。

《髙木委員》
　２２７番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんはちょっと、体の調子が悪くなって農業ができないということで、近くの◇◇◇◇さんにお願いしてやってもらうということになっております。◇◇◇◇さんは他にも何枚か何人かの田んぼをあたられておりまして、非常に熱心な方なので、別に問題ないと思われます。

《兵頭委員》
　はい、２２８番について説明させていただきます。◇◇◇◇さん、ちょっと水田の耕作は、ちょっと難しいようなので、ちょうど近隣で、水田の耕作をされております◇◇◇◇さんと契約されておりまして、継続でお願いしたいという話がまとまりましたので、問題ないと思っております。
　続きまして２２９番、２３０番、２３１番につきましても、継続案件でございます。
　◇◇◇◇さんにつきましても、自営業で水田はちょっと耕作できないと。それから◇◇◇◇さんは松山へ住んでおられますので、耕作はできないと。そして、◇◇◇◇さんについても大阪なので、水田の耕作はできないということで、引き続き◇◇◇◇さんに耕作をお願いしたい、とのことでございます。
　先ほどの◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、お二人につきましても、息子さんが一緒に、熱心に耕作されておりますので、何ら問題はないと考えております。

《船田委員》
　２３２番について報告します。これ、利用権設定をする◇◇◇◇さんの土地を農地を◇◇◇◇さんが耕作する、という。これ基盤法からの継続ですので、何ら問題はありません。

《山田委員》
　はい、失礼します。津島町高田の◇◇◇◇さんの土地を津島町田颪の◇◇◇◇さんが農業をされる、いうことなんですけども。◇◇◇◇さんは高齢なのでどうしてもできないいうことで、◇◇◇◇さんがすることになりました。◇◇◇◇君は耕作機械も持っており、非常に熱心に農業をしております。特に問題はありません。

《宮河委員》
　２３４番について説明いたします。２３４番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは農地所有適格法人であり、熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。
　２３５番から２４２番について説明いたします。２３５番から２４２番の利用権を設定する◇◇◇◇◇は、基盤法利用権設定からの継続です。耕作する◇◇◇◇は農地

所有適格法人であり、熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

《渡邉与志樹委員》
　２４３番について説明いたします。◇◇◇◇さんは西予市在住につき、耕作が不便なため耕作者を探していたところ、同地域に住まいの◇◇◇◇さんとの間で、賃貸借権設定一括方式により話がまとまりました。設定を受ける◇◇◇◇さんは意欲的に農業に取り組んでおり、何ら問題はありません。

《小清水委員》
　１３番について説明いたします。◇◇◇◇さんから、中間管理機構を通しまして◇◇◇◇さんが田んぼを買う、という話が決まりました。◇◇◇◇さんは早くにご主人を亡くしておられまして、それ以来、農業の方はやられておりません。で、早くから◇◇◇◇さん、親戚関係にあるわけですけども、がこの水田の方を作られておりました。今回、◇◇◇◇さんの方からの要望で、田んぼを買い上げて欲しいということで、◇◇◇◇さんが買うようになりました。◇◇◇◇さんは、水田並びにみかん作りの方熱心にやられておりまして、何ら問題はない、というふうに思っております。以上です。

《　会　長　》
　担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
　どなたかご意見はございませんか。

（　質　問　、　意　見　な　し　）

《　会　長　》
　意見がないようですので採決をいたします。
　ここで、農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限に基づき、上甲一博委員の退室を求めます。
　お諮りいたします。
　議案第４号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（　挙　手　全　員　）

《　会　長　》
　はい、挙手全委員であります。よって議案第４号は原案の通り承認することと決定いたします。上甲委員の入室を認めます。
　続いて、議案第５号令和７年（行コ）第１７号農地賃貸借解約申入不許可処分取消等請求控訴事件について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書２３ページをご覧ください。

議案第５号令和７年（行コ）第１７号農地賃貸借解約申入不許可処分取消等請求控訴事件について、でございます。

議案の発送段階では、判決がどうなるか分からなかったので、このような議案として出させていただいておりますが、本件につきましては令和８年１月３０日に高松高等裁判所において控訴審の判決言渡しがあり、一審に引き続き宇和島市の敗訴となりました。これにより、今からこれより、最高裁判所へ上告すべきかどうかのご審議、ご判断をいただくこととなります。

判決理由についてですが、お手元にお配りの判決文（抜粋）をご覧ください。全文をお示ししますと長くなりますので、裁判所の判断の記されている８ページ以降を抜粋させていただいておりますが、全体としまして、一審の内容が一部修正されたものの、事実認定等は、ほぼ一審の判決内容を踏襲したものとなっております。

一審判決において当方が特に問題視したのは、農地法１８条にかかる処分は羈束処分であり、裁判所が行政に代わって判断すれば足りる、とされた部分でした。

この部分については、二審において、１０ページ、このページ番号はですね、判決もそのままになっておりますので、本来の枚数とはちょっと別になっておりますが、２枚目の１枚めくっていただいたところ、３枚目のところが１０ページとなっております。この１０ページの５行目ですが、「処分行政庁の広い裁量権が認められる性質のものとは言い難い」とされました。

この表現はですね、少し分かりにくいですが、「全く裁量権が無い」とは言い切っておらず、「羈束か裁量か」といった部分でこれ以上の反論が難しいものと思われます。

この他、判決文全体を見た顧問弁護士の見解としましては、最高裁判所への上告理由が成立するかどうかという視点で見ると、全く理由が書けないということはない、とのことでした。

仮に反論するとしますと、具体的にどの部分かと申しますと、先ほどの判決文の続きの１０ページ５行目の後半からの「法１８条２項３号の定める要件は必ずしも一義的でなく、事実認定や認定事実の評価に幅はありうるものの、その内容は農業委員会でなければ適切な判断が困難というほどに高度に専門技術的なものではなく、実際、法１８条１項は許可処分を都道府県知事が行うものとしているものであり」という部分についてですが、実際にはその許可は、まず農業委員会を通して、農業委員会の意見を付して申請書を進達することになっている点や、１８条３項によって、許可しようとするときは県農業会議の意見を聴くこと、となっている点など、農業者の代表組織の意見を尊重すべき法体系になっている視点が全く欠如している、と思われる点です。

また、過去の高等裁判所の判例と矛盾する内容があれば、その点も反論理由になる、とのことでした。この点について考えられるのは、農地の効率的利用についての考え方になろうかと思われます。本判決においては１１ページ７行目に「農地の効率的利用は、法に直接根拠を有する前記①②、これは賃借人の生計に問題がないか、賃貸人

の経営能力が確実か、といった判断基準ですが、これらに比して付随的な事情である」と判断し、１９行目において、「②の要素、賃貸人の経営能力というところですが、を満たしている」という前書きがありますが、「④、これが効率利用というところですけども、④の要素を重視することは相当でないというべきである」とされました。

今回の処分の判断要素に農地の効率的利用を含めたのは、それが農地法第１条の目的として挙げられており、平成２年の仙台高等裁判所の判断、お手元に次のところに資料をつけさせていただいておりますけども、そちらの着色部分なんですが、この平成２年の仙台高等裁判所の判断で、「昭和４５年の農地法の改正で、土地の農業上の効率的な利用を図るための土地の利用関係の調整も、農地法の目的の一つに加えられて以降、少し飛ばします。農地法第２０条、今、条文が変わって１８条になっております。現在は、農地法１８条２項第３号であります。現在審議している内容でございます。農地法第２０条２項第３号該当の事由の有無を判断するにあたっても、右農地流動化促進による経営規模拡大と、これによる農地の効率的利用の時代的要請を、無視することはできない状況にある」とされていることから判断要素に含めました。

今回の判決においては、農地の効率的利用は１８条２項３号において付随的とされましたが、そもそも農地法の目的は第１条に述べられたものであり、それ以降の条文はその目的を達成するための手段であるはずです。すなわち、農地の効率的利用を達成するために所有者の所有権が一定制限されていると解されるところ、その本来の目的が付随的とされている点について、農地法の解釈として間違っているのではないか、といった点が上告理由になるのではないか、と考えられます。

ただし、最高裁判所に上告する際には非常に厳しい基準が設けられており、必ずしも上告が受理されるわけではないことをあらかじめご理解いただければと思います。

以上でございます。

《　会　長　》

はい。説明が終わりましたが、専門的な単語もあり、なかなか難しいんじゃないかなと思いますが、皆さんの方からご意見ございましたら、お願いいたします。

大島委員、弁護士の立場から、何かございましたらお願いいたします。

《大島委員》

農業委員の、弁護士でもある大島です。私の方からの意見としましては、今事務局から、まさに説明のあった内容で判決は結論を導いた、というところでありますけれども。私の方で、一委員として意見するにはですね、この判断というものが、高等裁判所で出たものではありますが、農業委員会の業務と言いますか、全国の、当市のみならずですね、業務に大きく影響を与える判断ではあると思いますので、いろいろ疑義があるというんであればですね、会議であるので、皆さんのご意見になるとは思いますけれども、私としては、しっかりと内容を争ってですね、判断を仰ぐということも１つあるのではないかとは思います。私からの意見は以上でございます。

《　会　長　》
はい、ありがとうございます。
皆さんの方から、何かご意見なりご質問なりございませんか。はい、井上委員。

《井上和久委員》
失礼いたします。私は推進委員で議決権のある立場ではないので、あまり意見等、今日は言うまいと思いよったんですけども、私最初からずっとこれ、氏原委員もそうですけど、ずっと見てまいりました。
大変な時間をかけて、全国的にもこの判決というのは注目されとって、これからの農業委員会の判断、判例になっていく。先ほど大島委員も言われましたけど、議案になってしまっているというのが現状と思います。最初から携わった私から言えば軽率な言い方かもしれんですけど、はっきり最高裁までいって、棄却されるのか分からんですけど、判例として１つ例を残すべきではないかと思います。
農地法自体が古い法律でございまして、今の世の中におうとるかどうか分かりません。私も、農地法は憲法違反じゃないかと思っとるぐらいでございます。立場は別としてですね。
ただ、法律をこのアップデートしていく意味でも、判例というのは大事なものなんで、活かしていただいた後ひとつ、私、原告は宇和島市ですが、以前会長が言われました、農業委員会にはこのような難しい判断しないようにするという約束がですね、守られてないんじゃないかと。市の方で判断してもらって、上告なりしていただいたらと思うんですけども、その辺の方は、皆さん理解されてるんでしょうか。

《　会　長　》
今の件、後の１８条の件なんですが、それは県の方に、うちの総会で令和５年の９月総会で決を採りまして、この１８条を市が受託している案件、このことだけを県に戻そうということで、うちの方から要望を、うちの方からといいますか、愛媛県に対して、宇和島市が受けておりますので宇和島市の名前で、市長部局とも話し、総務課とも話しまして、返したいという要望を出しております。
それに対して県の方から、何回もヒアリングという形で、これについてはどう考えとるんか、これはこういう考えじゃないかというふうなことを何回もやっておりまして、今にまた至っておる、ということでございます。
この件は中畑県議にも相談をいたしておるところでございますが。この二審の判決を見ますと、一審の時には、もうそういう権利はないんだ、ということであったんですが、二審に対しましては、多少、そういうふうな権利を残したような言い回し、はっきりは言うてもらえんのですけども、性質のものとは、認める性質のものとは言いがたい、という曖昧な。ほじゃどこまでを認めるんだ、ということはあるんですけども。その点は、またこの判決を、もし上に上げるのならこれを使いながら、話はしていかなきゃなとは思うんですけども。
ただ、私は令和２年から会長やらしておりますが、令和５年で二審の判決で負けて以来、この件をずっと勉強してまいりました。それと、前の期の委員さんになります

が、大変熱心に、４月から９月までの総会の時間をかけまして、事務局の方にも勉強に来られた委員さんもございまして、そうやって一生懸命勉強した中で出した判断でございます。

そういうものを、要は二審の判決が出たからといって、これで、不服ながらも納得をするのか。また、上告をして最高裁の審議を仰ぐのか、という点につきましては、私はこれまでの農業委員会の検討した意義、それと自分たち農業委員が持っている農業に従事した経験、それから地域の中での考え方。そんないろんなものを含めまして、私は上告すべきだと、私個人ですけども、それは会長の立場も含めまして上告すべきだな、という点は思っております。

判決が出てから時間がないんでですね、全国農業会議所、県、その他の農水省等の意見を十分に聞く時間がありませんでしたので、まだそこまでには至ってないんですけども、やはり、全国の農業委員会の判例として、はたして、この担い手に農地を集積するという目的のために今の判例が、判決文が正しいのか、ということも１つ大きな考えではないか、と。

もし、法が間違っているのであれば、法を改正していただく。私たち宇和島市農業委員会が出した結論は、私は間違ってない。若い者に農地を託して、そしてその農地を守っていく、みんなの財産の農地である、ということを考えます。そういう意味では、私個人としては上告をしたい、というふうには思っております。

そして、それこそ、今言われましたように、全国の判例として、担い手に土地を耕作さすのがいいのか、また、地主の権利を守るのがいいのか。そこらも、これからの時代が担っていくものではないか、というふうに思っております。

それから、前回の勉強会でも申しましたように、今の農地法第３条の自動更新が、民法の５０年ということになっております。これは、さすがに時代に合ってない。そういうことも投げかける意味で、最高裁の判断を仰ぐべきではないかな、というふうに思っております。それは、審議の対象にはなってないですけども、要はそれが基本といいますか。もし、自動更新で１０年であれば、令和７年にはもう◇◇◇◇さんの方に土地は返っているわけです。そういうことがなぜできんのだ、と。現場を知らない人がこういう判断をしてはならないと、現場の声を一番に聞いて欲しい、ということが一番の思いでございます。

今の米政策についてもそう。農家は二の次三の次になって、どうするこうするということを政治家だけで判断する、そういうものではない、というふうに思っております。まさに、時代錯誤といいますか、議員の怠慢で、末端にこのような揉め事を押し付けてくる。本来、こういう揉め事を農業者同士がやるべきではない。国がこういうことがないように、農地を守るために、将来の日本の農業のために、お互いが手を取り合ってやるべきだと思っております。そのためにどうしていくのか、ということは、今回の判断、これを納得すべきなのか、もう１つ上に上げていくのか。受理されるかされないかということは、その前にもあるわけですけども。

そこらも踏まえまして、農業委員さん、推進委員さんは１票はありませんけども、この後投票していただいてこの場で決めたいな、というふうに思っております。

他にご意見ございませんか。はい、山口委員。長老、長老のご意見をお願いしたい

と思います。

《山口委員》
　私、今会長が言われたように、会長のご判断にお任せをしたいと思っております。一委員として。
　もう、私の最初からの意見は、一番最初の意見はもう、和解をしなはいや、やったんですけど。どうも、和解できないのでこのようなことになった状態ですので、致し方ないかなあと思いますんで。もう農業委員会は農業委員会として、もう会長の判断にお任せをしたいと私は思います。

《　会　長　》
　はい、ありがとうございます。
　他にご意見ございませんか。

（　質　問　、　意　見　な　し　）

《　会　長　》
　ないようでしたら、採決を行いたいと思います。
　よろしいでしょうか。
　本議案の採決におきましては、無記名投票によって行います。事務局が投票用紙をお配りしますので、農業委員の皆さんは、上告に関する項目、右か左いずれかに丸を付けてください。全ての委員さんが記入完了後、事務局が回収いたしましてこちらの開票台にて集計を行い、公表をさせていただきます。
　それでは、よろしくお願いいたします。

（　投　票　用　紙　配　布　・　記　入　）

《　会　長　》
　ご記入、終わりましたでしょうか。今回の開票に当たりまして、中立委員であります大島委員、農地利用最適化推進委員で伊藤委員に立会を求めます。出ていただきたいと思います。
　それではまず、投票箱の検査を行います。よろしいでしょうか。投票箱、空と認めます。
　それでは、職員が投票箱を持って回りますので、投票をお願いいたします。

（　　投　　票　　）

《　会　長　》
　投票漏れはございませんか。投票漏れなしと認めます。
　それでは、開票をお願いいたします。

（　開　票　・　集　計　）

《　会　長　》
　集計が終わりました。結果を発表いたします。本日の農業委員出席者集数２３名。投票数２３票であります。合致しております。
　上告する１５票、上告しない８票、無記入０。よって、議案第５号によって、上告すると決定いたします。投票ありがとうございました。
　事務局より、詳細について説明いたします。

《中島次長》
　はい、ただいまの投票によりまして、上告するということになりましたので、上告、判決文を受け取ってから１４日間ということになっております、期限が。判決、直接、裁判所に受け取りに行きまして、３０日でしたので、その翌日から起算して１４日ということで、２月の１３日が上告期限ということになろうかと思います。
　この辺りはまたですね、顧問弁護士とまた協議をしまして、手配させていただければと思います。以上です。

《　会　長　》
　はい、ありがとうございました。
　何かこの点について、ご質問ございませんか。
　はい、これは宇和島市の方から最高裁に上げるということになりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。
　以上で、令和８年２月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人